

改正 平成9年5月29日教育委員会規則第11号 平成10年4月1日教育委員会規則第4号
平成18年3月31日教育委員会規則第4号 平成19年5月31日教育委員会規則第10号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号 平成22年1月26日教育委員会規則第1号
平成27年3月31日教育委員会規則第2号 平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年3月31日教育委員会規則第6号

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び第15条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（趣旨）

第1条 この教育委員会規則は、北海道教育委員会の会議の傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手續）

第2条 北海道教育委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式による傍聴申請書を当該会議開催日の3日前（以下「提出期限」という。）までに北海道教育庁総務政策局総務課に到着するよう送付し、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 提出期限の算出に当たっては、次の各号に掲げる日を除くものとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、開会の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証を係員に示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

4 傍聴者証は、抽選により、15人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で教育長が特に必要があると認める者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、同項の傍聴申請書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。

（1）酒気を帯びていると認められる者

（2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

（3）前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認めた者

（傍聴人の守るべき事項等）

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）みだりに傍聴席を離れること。

（2）帽子又は外とうの類を着用すること。

（3）飲食すること。

（4）私語、談話、拍手等を行うこと。

（5）議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（傍聴の禁止及び退場）

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(補則)

第7条 この教育委員会規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成3年1月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び附則第2項の規定中第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(北海道教育委員会会議規則の一部改正)

2 北海道教育委員会会議規則(昭和50年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成9年5月29日教育委員会規則第11号抄)

(施行期日)

1 この教育委員会規則(中略)は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日教育委員会規則第4号)

この教育委員会規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教育委員会規則第4号抄)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月31日教育委員会規則第10号抄)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会規則第10号)

この教育委員会規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄)

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長(以下「旧教育長」という。)がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定を除き、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)の翌日から施行する。

附 則(平成31年4月26日教育委員会規則第9号)

1 この教育委員会規則は、平成31年5月1日から施行する。

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(令和3年3月31日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。